

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和5年5月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦、乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等の実施又は勧奨を行う。 ②出生児の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務を行う。  なお、母子保健事業に関する事務において、妊娠届出の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンラインでの受付も実施する。
③システムの名称	住民健康情報システム 保健所医療システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・母子保健(妊婦)ファイル ・母子保健(乳幼児)ファイル ・養育医療受給者ファイル ・養育医療連名簿ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市保健医療部健康課 〒370-0829 高崎市高松町5番地28 電話:027-381-6113

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和2年6月14日	4-②法令上の根拠	26、56の2、87の項	26、56の2、69の2、87の項	事前	別表第2に母子保健分野追加
令和2年6月14日	4-②法令上の根拠	70の項	69の2、70の項	事前	別表第2に母子保健分野追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日：令和3年9月1日
令和3年9月29日	I 1③システムの名称	住民健康情報システム 保健所医療システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	住民健康情報システム 保健所医療システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再評価に伴う変更
令和5年3月27日	I 1③システムの名称	(追記)	なお、母子保健事業に関する事務において、妊娠届出の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)を利用したオンラインでの受付も実施する。	事前	再評価に伴う変更
令和5年3月27日	I 1③システムの名称	住民健康情報システム 保健所医療システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	住民健康情報システム 保健所医療システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事前	再評価に伴う変更
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	再評価に伴う変更
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	再評価に伴う変更